

令和8年4月1日

健康保険組合連合会東京連合会ホームページ バナー広告掲載の募集について

健康保険組合連合会
東京連合会 業務課

健康保険組合連合会東京連合会ホームページに掲載するバナー広告について、「健康保険組合連合会東京連合会広告掲載規程」に基づき、次のとおり募集する。

掲載を希望する者は、下記の事項を確認のうえ、申込期間内にお申し込みください。

記

1. バナー広告の概要

(1) 掲載広告の種類

バナー広告（ホームページに表示される画像で、広告主の指定するホームページにリンクできるもの）とする。

(2) 掲載場所

固定式は東京連合会ホームページ（一般サイト）下段に配置、スライド式は固定式より下の位置に配置する。配置順は原則、申込順とする。（詳細は後日公表）

URL : <https://www.kprt.jp/index.html>

(3) 広告規格

サイズ：横 640px × 縦 196px

形式：JPEG、PNG ※動きや点滅は禁止

(4) 広告掲載料（予定※）

固定式：11,000円/月（税込）、スライド式：5,500円/月（税込）

広告料は1年分を一括前納とし、年度途中で掲載開始した場合は、掲載開始した日の属する月の翌月より発生する。

広告掲載料支払い後、広告主の責めに帰する中途解約の場合は、返金を行わないものとする。

※広告掲載料は令和8年5月20日の東京連合会組織・事業等委員会で最終的に決定される。

2. 令和8年度募集内容

(1) 掲載募集数

固定式は5事業者 スライド式10事業者程度

(2) 令和8年度広告掲載期間

令和8年7月1日～（年度ごとの自動更新）

(3) 申込期間・申込方法

令和8年4月1日～~~令和8年4月30日~~ 令和8年5月8日

申込電子メールで提出（メール送信先：gyoumu@kenporen-tokyo.jp）

メール本文に、バナー広告掲載の申込であることと、バナー広告の種類（固定式・スライド式）の希望を記載してください。

(4) 審査・決定

広告掲載の可否は規程に基づき審査を行い、東京連合会組織・事業等委員会にて決定する。

3. その他、ここに記載の無い内容は、健康保険組合連合会東京連合会広告掲載規程による。

●東京連合会広告掲載今後の流れ（令和8年度）

令和8年4月1日：申込開始

~~令和8年4月30日~~ 令和8年5月8日：申込終了

令和8年5月20日：広告掲載実施要領策定（広告料の確定等）
東京連合会組織・事業等委員会 → 掲載事業者の決定

令和8年5月中：申込者への結果報告と掲載意向の確認

令和8年6月中旬：バナー用データ納品

令和8年7月1日：広告バナー掲載開始

問い合わせ先

健康保険組合連合会東京連合会

業務課（直通） 03-3357-5213

健康保険組合連合会東京連合会広告掲載規程

(趣旨)

第1条

この規程は、広告の範囲、内容及び表示方法その他必要な事項を定め、健康保険組合連合会東京連合会（以下「東京連合会」という。）の広告媒体（印刷物、ウェブサイトその他東京連合会の資産のうち広告掲載が可能なもの）における広告掲載の可否を判断する基準を明らかにし、広告事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(広告に関する基本的考え方)

第2条

東京連合会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならず、その内容及び表現はふさわしい信用性と信頼性を備えていなければならない。

2 広告の審査に当たっては、この規程の文言のみに依拠して一義的に解釈又は適用するのではなく、関係法令、会員組合への影響、公共性及び公益性、社会通念並びに社会経済情勢等に十分配慮し、広告媒体の性質に応じて合理的かつ柔軟に判断するものとする。

(定義)

第3条

この規程において「広告」とは、東京連合会が管理する広告媒体に掲載する有償広告をいう。

(掲載広告)

第4条

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- ① 法令その他の規則に違反し、又はそのおそれがあるもの、若しくは公序良俗に反するもの
- ② 政治的又は宗教的な内容を含むもの、又は社会問題に関する主義若しくは主張を行うもの
- ③ 人権を侵害し、又は公衆に不快感若しくは危害を与えるおそれのあるもの
- ④ 名刺広告その他、単なる自己紹介・取引案内にとどまり、広告としての公益性又は有用性が認められないもの
- ⑤ 景観又は風致を損なうおそれがあるもの、又は前各号に準じ、掲載する広告として不適切であると認められるもの

(広告内容に関する規制基準)

第5条

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 社会的妥当性及び法令遵守の観点から不適切であると認められるもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- エ 東京連合会又はその関係団体の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの、又は公共の秩序・善良の風俗に反するもの
- ケ 国内世論が大きく分かれている社会的・政治的主張を含むもの
- コ 東京連合会の品位又は信用を著しく害する表現を含むもの
- サ 虚偽又は誇大な体験談形式の広告、又は実態のないインフルエンサー広告
- シ AI生成コンテンツ又はディープフェイク技術を用いた虚偽・誤認表現を含むもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から不適切であると認められるもの

- ア 誇大な表現又は根拠のない表示
 - ・「No.1」「世界一」「日本一」「絶対安全」「必ず治る」等、合理的根拠を示さずに最上級又は効果を断定するもの
 - ・「専門家のお墨付き」等、裏付けのない権威づけを行うもの
- イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表現
 - ・「必ず儲かる」「元本保証で高利回り」等、投資効果を保証するもの
 - ・「残りわずか！今すぐ契約を」「今購入しないと一生後悔する」等、不安や焦燥感を過度にあおるもの
 - ・「100万円が一晩で1億円に！」等、短期間での過大な利益を誇張するもの
- ウ 虚偽又は不実の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品に関するもの
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法その他医療行為に類するもの
- カ 責任の所在が不明確なもの
- キ 広告の内容又は意図が不明確なもの
- ク 東京連合会が広告主又はその商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等しているかのように誤認させるもの
- ケ 国、地方公共団体その他の公共機関が広告主又はその商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等しているかのように誤認させるもの

コ 広告であることを明示しないステルスマーケティング

サ 契約条件（料金、期間、解約条件等）が不明確なリース契約又はサブスクリプション契約等に関するもの

（３）青少年の保護及び健全育成の観点から不適切であると認められるもの

ア 広告内容に関係なく水着姿又は裸体を掲載する等、表現に必然性がないもの

イ 暴力又は犯罪を肯定若しくは助長するもの

ウ 残酷な描写その他善良の風俗に反するもの

エ 暴力又はわいせつ性を想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定し又は誘発するもの

カ 青少年の心身又は教育に有害なもの

キ SNS・動画等で青少年に危険行為（チャレンジ動画等）を模倣させるおそれのあるもの

ク 青少年の過度な消費行動を助長するもの

（４）その他

前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適切であると認められるものは、広告媒体に掲載しない。

（規制業種又は事業者）

第6条

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業、又はこれに類する業種
- ② ギャンブル、消費者金融、又はたばこに関する業種
（ただし、受動喫煙の防止、喫煙マナー向上等の公益目的による広告を除く。）
- ③ 医療法その他の法令に基づかない医療類似行為、又は占い、運勢判断その他の科学的根拠に乏しい行為を行う業種
- ④ 興信所、探偵業その他、個人の私的秘密に係る調査を目的とする業種
- ⑤ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に定める連鎖販売取引その他これに類する取引を行う業種
- ⑥ 債権取立て、示談引受け等をうたう事業又はこれに類する行為を行う業種
- ⑦ 法令に基づく許可、認可、登録又は届出等を受けることなく業を行う事業者
- ⑧ 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
- ⑨ 各種法令又は行政機関からの指導に違反し、改善がなされていない事業者
- ⑩ 不当景品類及び不当表示防止法その他の消費者保護関連法令に違反している事業者
- ⑪ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平

成 15 年法律第 83 号) に規定するインターネット異性紹介事業者

- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、反社会的勢力又はそれらの関係団体若しくは関連事業者
- ⑭ 仮想通貨・暗号資産取引、又はこれに類する高リスクな金融商品取引を行う業種
- ⑮ 法令に定める表示義務や広告規制に違反する医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等を取り扱う業種
- ⑯ オンライン賭博、電子くじ、又は賭博類似のゲーム・アプリを提供する業種
- ⑰ 人身売買、児童ポルノ、性的搾取等に関連するおそれのある事業又は表現を含む業種
- ⑱ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 に基づく広告規制の対象となる病院、診療所、歯科診療所その他の医療機関
- ⑲ 医療法第 6 条の 5 に基づく広告規制の対象となる健康診断機関（人間ドック等を実施する機関）
- ⑳ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条に基づく広告規制の対象となる柔道整復師またはその団体
- ㉑ 前各号に該当しない場合であっても、社会的問題を生じている業種又は事業者、その他広告掲載の対象として社会通念上不適当であると認められる業種又は事業者

2 広告主は、当社がサービスを提供する健康保険組合との契約実績を有するものに限る。その具体的な要件は、別に定める広告掲載実施要領による。

（表示基準）

第 7 条

広告の表示に当たっては、関係法令及び業種ごとの自主規制基準を遵守するとともに、別に定める「広告掲載実施要領」に従うものとする。

（広告掲載の申込手続）

第 8 条

広告掲載を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、東京連合会に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第 9 条

東京連合会は、広告掲載の申込があった場合、当該広告について第 4 条から第 7 条までに照らして審査を行い、その結果を組織・事業等委員会に付議する。

2 組織・事業等委員会は前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定する。

3 掲載決定後であっても、虚偽又は不適切な広告であることが判明した場合は、掲載を中止又は削除することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は軽微な内容の広告掲載については、組織・事業等委員会委員長にその決定を委任することができる。この場合において、委員長は次回の組織・事業等委員会においてその決定内容を報告しなければならない。

(広告掲載の期間及び位置)

第10条

広告の掲載期間及び掲載位置は、別に定める「広告掲載実施要領」による。

(広告料)

第11条

広告料は、別に定める「広告掲載実施要領」に記載の額とし、広告主は所定の期日までに納入しなければならない。

(広告の削除・変更)

第12条

東京連合会は、次の各号に該当する場合には、広告を削除し、又は内容の変更を求めることができる。

- (1) 第4条から第7条までの基準に違反することが判明したとき
- (2) 社会情勢の変化その他の理由により、広告として不適切と認められるとき
- (3) 広告料が納入されないとき

2 広告主は前項に該当する事実が発生した場合は、東京連合会に速やかに報告しなければならない。

(損害賠償の免責)

第13条

東京連合会は、広告を削除又は内容の変更により広告主に損害が生じた場合であっても、その責任を負わない。

(雑則)

第14条

この規程に定めのない事項及び運用に関し必要な細目は、別に定める。

附則

この基準は、令和8年3月1日から施行する。